

2007 年度 職務発明制度に関するアンケート 報告

2008 年 6 月 6 日

JIPA 職務発明 P J

リーダー 光主 清範

1. アンケートの背景および趣旨

2005 年 4 月に改正職務発明制度が施行(以下「改正特許法第 35 条」)され、約 3 年が経過しました。しかしながら、その後も、職務発明訴訟(旧法下のもの)が沈静化する様子はなく、改正特許法第 35 条が職務発明の対価にかかわる諸問題を解決し、日本企業の国際競争力を高める制度としての役割を果たしているのかどうかは、注意深く見極めていく必要があると思われます。

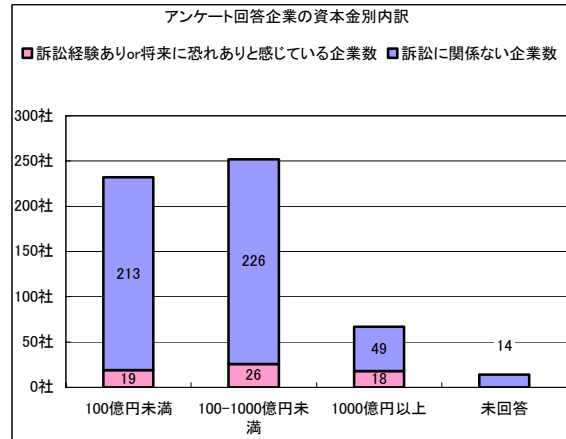
私ども職務発明 P J では、昨年 11 月にアンケートを実施することで、今一度、改正特許法第 35 条下の職務発明制度の運用状況や、我が国の職務発明制度の在り方等について、会員企業の皆様の率直なご意見や実情を承り、中長期的視野に立って、同制度を検証しました。

今回のアンケートでは、改正当時のアンケート時と同程度の回答率を得、企業にとってなお関心の高さが伺えるものでした。そこで同 P J の集計・分析を知財経営の一考として頂きたく、中間報告として一部をここに紹介致します。

2. 集計・分析

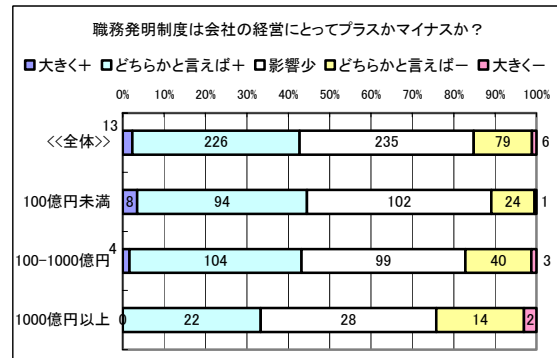
(1) JIPA 正会員向けに無記名式でアンケートを行い、回答率は 62% (565 社) であった。また昨今の職務発明訴訟の現状をかんがみ、資本金別

(100 億円未満:232 社、100-1000 億円:252 社、1000 億円以上:67 社)、及び訴訟経験を有する(‘将来の恐れありと感ずる’を含む)企業かどうか注目して分析を行った。



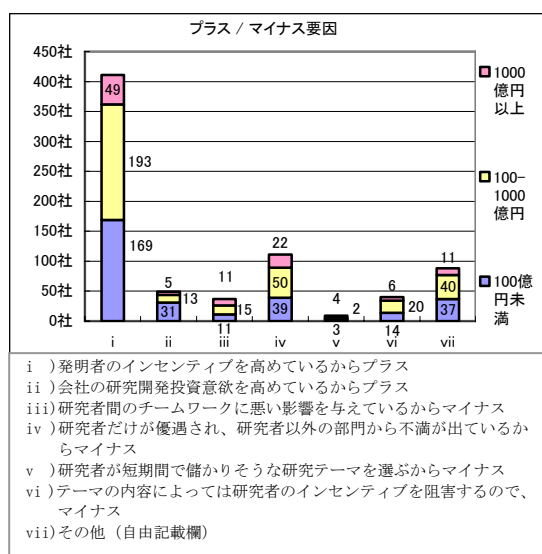
全体の内訳では、資本金とは関係無く訴訟を危惧する企業が一定数見られた。資本金 1000 億円以上の所謂大手メーカーでは、その分、訴訟に関係している割合が高くなっている。

(2) 最初に、「職務発明制度」自体、‘企業経営にとってプラスとなっているかマイナスになっているか’ という印象を 5 段階で聞いた。



各グループで‘影響少’という企業も多数あるものの、概ねプラスと感じている企業がマイナスと感じている企業を上回る結果となった。また資本規模が大きくなる程、マイナスと感じている割合が大きくなる傾向が見られた。

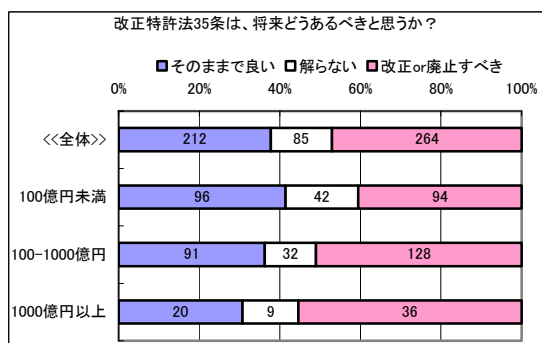
(3) 次に「職務発明制度」自体は、‘研究開発活動にとって、プラスかマイナスか’、想定される要因を複数選択可で聞いた結果、下記の通りとなった。



i) の‘発明者へのインセンティブを高めているからプラス’と評価した企業は 565 社中 411 社 (72%) に上った。またマイナス要因のトップでは iv) の‘研究者以外から不満が出ているからマイナス’という要因で、111 社 (20%) の企業のマークがあった。

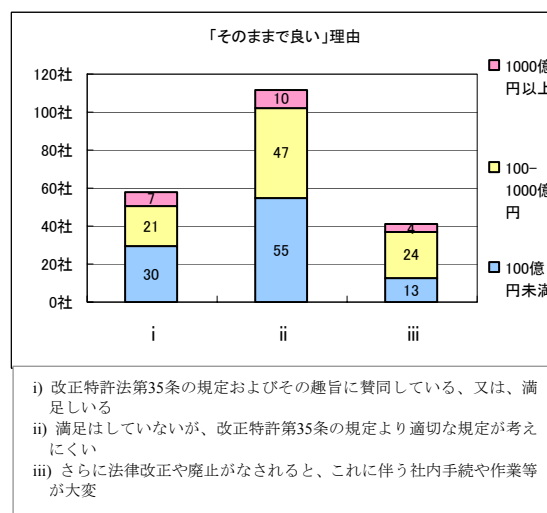
(4) また上記に関連し、「職務発明制度がなかった場合、発明者のインセンティブを高める施策は何か？」と問う設問では、「社長表彰」、「処遇への反映」といった施策が高く支持され、訴訟経験の有無を問わず大差は認められなかった。

(5) そして改正特許法 35 条について、将来どのようにすべきかを問う設問では下記のような結果であった。



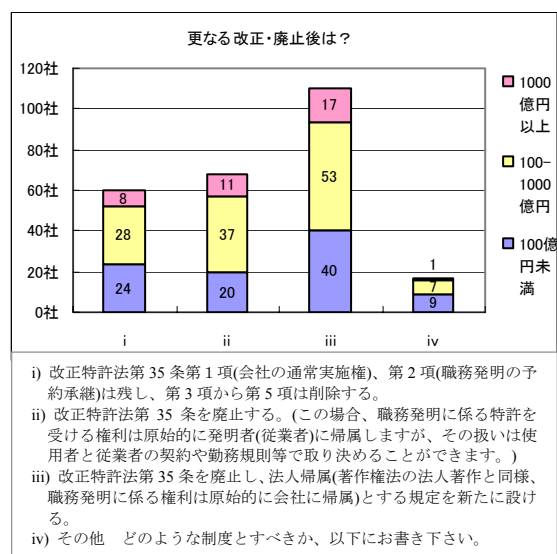
同設問では、全体で「廃止もしくは改正すべき」を支持した企業が 47% (264 社) あり、「そのままが良い」という企業を上回った。資本金 1000

億円以上の大手メーカーでは、「廃止もしくは改正すべき」と回答した企業が 55% (36 社)、更に別途統計で、「訴訟経験のある(恐れのある)」企業に絞った集計では「廃止もしくは改正すべき」を支持した企業は 78%という結果を得た。
(6) また前記項目で「改正特許法 35 条に対し、そのままが良い」と回答した企業に絞り、その理由を 1 つ選択する設問では下記の通りになった。



ここでは、i) を選択、即ち積極的に賛同している企業は、58 社/211 社 (27%) に過ぎず、ii) と iii) といった消極的な理由が主流を占めた。

また前記の質問で「改正もしくは廃止すべき」と回答した企業に絞り、将来の改正案を問う設問では下記の通りとなった。



全体的には、案 i) と案 ii) を加えた ‘35 条の

廃止’を支持する回答が多数を占め、その中でも法人帰属を支持する声が過半数を占めた。

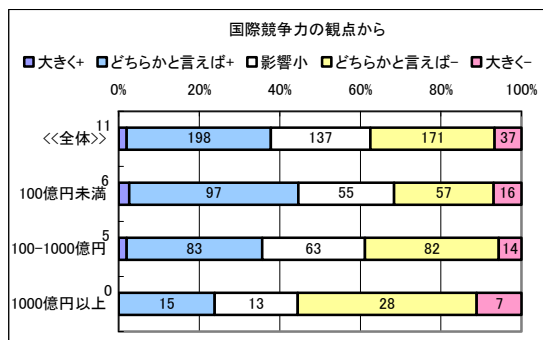
また同設問において、別途「訴訟経験のある(恐れのある)」企業 49 社に絞った集計では、案 ii) に 17 社、案 iii) に 20 社の回答があった。

(7) また改正特許法第 35 条下の職務発明制度を国際競争の観点から印象を 5 段階で問う設問では下記の通りとなった。

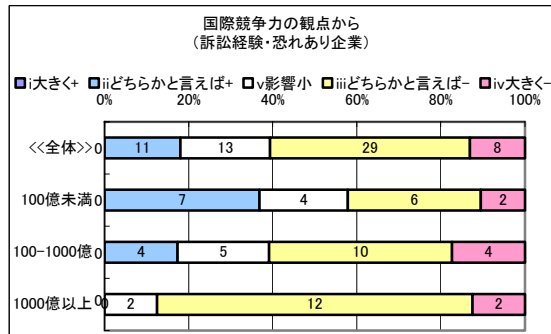
は、改正特許法第 35 条でも、なお問題を抱えているという状況を確認することができた。

当 P J では、本アンケートの結果と共に、国内外の職務発明制度の設立経緯や歴史、そして各国の現状を検証し、各制度の利点、欠点を分析すると共に、21 世紀における日本企業に対し“あるべき職務発明制度”を見極めていく次第です。

* * *



また上記同項目を、現在訴訟経験を有する(将来、訴訟の恐れを含む)企業に絞った場合は下記の通りとなった。



ここでは大手メーカー、訴訟経験を有するメーカーから見ると改正特許法 35 条に対しマイナスと感じている企業が過半数を占めるという結果であった。

4. まとめと今後の P J の方針

今回実施したアンケートでは、企業規模による職務発明制度に対する認識の差、中堅以下のメーカーでは、職務発明制度が発明奨励の因り所となっている面が窺い知られた反面、発明者を多く抱える大企業や、訴訟の経験を有する企業にとって